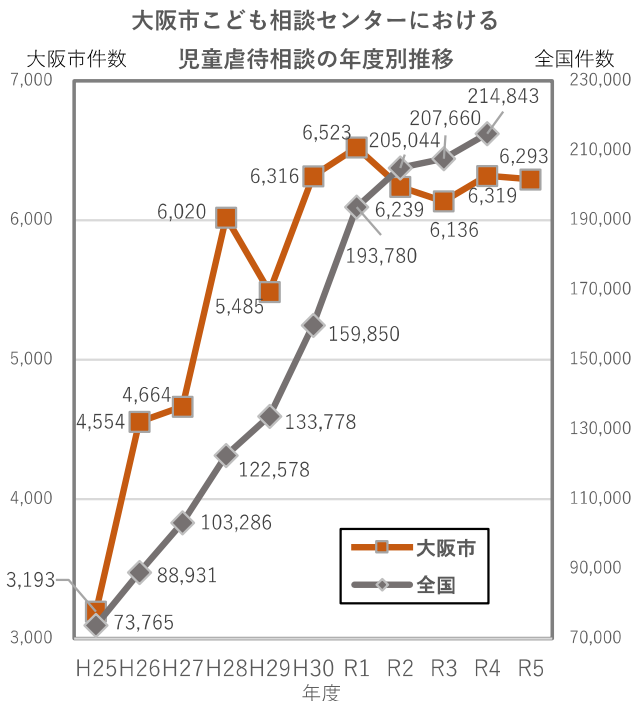


すべてのライフステージを通して縦断的に支援します。

心身の状況、置かれた環境にかかわらず、すべてのこども・若者が幸せな状態で、安全・安心な環境のもと成長できるよう、こどもや若者、子育て当事者が抱える様々な不安や課題に柔軟かつ着実に解決を図る仕組みを確立します。

現状と課題

- 全国的に児童虐待に関する相談件数は増加の一途をたどっています。重大な児童虐待をはじめとして、あらゆる児童虐待を未然に防止することが何よりも大切であり、団体や関係者、市民が協働して児童虐待防止に取り組む必要があります。
- 親の離婚や虐待など、様々な理由により家庭での養育が困難な状況にあるこどもについては、地域社会において家庭の機能を補い、こどもの養育を支える社会的養護の仕組みを充実していく必要があります。
- こどもの将来が心身の状況や置かれた環境、生まれ育った環境に左右されないよう、健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図り、地域や学校・関係機関等が密接に連携しながら、社会全体で支え、はぐくむ仕組みを整えることが重要です。
- こども・若者の安全が守られ、犯罪の被害に遭わないための環境等を整備するとともに、すべてのこども・若者の幸せを第一に考え、こども・若者の意見を聞く取組を進めていく必要があります。



(注) 平成29年度の虐待相談件数の減少は、厚生労働省に件数計上の基準について改めて確認し、その基準の解釈に合わせたためである。

めざすべき
目標像

- 重大な児童虐待をはじめあらゆるこどもへの虐待を防ぐため、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の仕組みや、虐待を受けたこどもとその家庭を支える社会的な仕組みが整っている。
- 様々な支援が必要なこども・若者に対し、すべてのライフステージにおいて、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制が整っている。
- こども・若者の声を聴き、その権利を保障し、人権や健全な育成環境を社会総がかりで守ることによって、こども・若者が健やかに成長する。

はぐくみ
指標

指標項目	現状値	目標（令和11年度）
「子育てのストレスなどからこどもにきつくあたってしまう」と答える保護者の割合	就学前児童 31.6% 就学児童 26.9% <注1>	就学前児童 20% 就学児童 20%
社会的な養育を必要とするこどもが家庭的な養育環境で生活できている割合（里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、小規模グループケア）	63.8% <注2>	100%
「子育てが地域の人に(もしくは社会で)支えられている」と感じる保護者の割合	就学前児童 57.8% 就学児童 61.2% <注1>	就学前児童 70% 就学児童 70%

<注1> 令和5年大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査

<注2> 令和5年度大阪市調べ

【基本施策1】虐待の被害から子ども・若者を守る仕組みの充実

施策1

児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応する仕組みを充実します

■主な取組

〔重点施策〕児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応できる仕組みづくり

- オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン
- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 児童虐待防止関係機関連携強化事業
- 児童虐待防止対策研修事業
- 妊産婦等生活援助事業
- 未就園児等全戸訪問事業
- 児童虐待ホットライン等の虐待通告・安全確認事業

施策2

虐待を受けた子どもへの支援の仕組みを充実します

■主な取組

- 親子再統合（親子関係再構築）支援事業
- こども相談センターの医療的機能強化事業

【基本施策2】社会的養育を必要とする子ども・若者の養育環境の充実

施策1

里親・ファミリーホームへの委託等を推進します

■主な取組

〔重点施策〕里親・ファミリーホームへの委託等の家庭的な養育の推進

- 里親子への一貫した支援体制の構築・里親委託推進事業
- 小規模住宅型児童養育事業（ファミリーホーム）
- 児童福祉施設の小規模化

施策2

家庭支援及び子ども・若者の自立支援の仕組みを充実します

■主な取組

- 施設退所児童等に対する指導や支援
- 児童自立生活援助事業

【基本施策3】ライフステージを通して対処すべき課題を解決するための仕組みの充実

施策1

こどもの貧困対策を推進します

■主な取組

〔重点施策〕こどもの貧困の解消に向けた取組の推進

- 大阪市こどもサポートネット
- こども支援ネットワーク事業
- こどもの居場所開設支援事業

施策2

障がいのある子どもと家庭への支援を充実します

■主な取組

〔重点施策〕障がいのある子どもと家庭への支援

- 障がい児保育事業
- 私立幼稚園における特別支援教育の充実
- 発達障がい者への支援
- 重症心身障がい者（児）への支援

施策3

外国につながる子どもと家庭への支援を充実します

■主な取組

〔重点施策〕外国につながる子どもと家庭への支援

- 外国人のための相談
- 識字・日本語教育の推進
- ヤングケラー外国語通訳派遣事業

施策4

ヤングケアラーへの支援を推進します

■主な取組

〔重点施策〕ヤングケアラー支援の推進

- 寄り添い型相談支援事業
- （再掲）ヤングケアラー外国語通訳派遣事業

施策5

こども・若者の自殺対策

■主な取組

- ゲートキーパー養成研修

施策6

こども・若者が犯罪の被害に遭わないための環境をつくります

■主な取組

- 市職員によるあんしんパトロール事業
- 「こども110番の家」事業
- 保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業

【基本施策4】こども・若者の健やかな成長を支える取組の推進

施策1

こども・若者の成長を支える医療体制等を充実します

■主な取組

- こども医療費助成制度
- 休日・夜間急病診療所の運営事業
- 小児慢性特定疾病児等にかかる相談事業
- 救急安心センター事業

施策2

地域における多様な担い手を育成します

■主な取組

- 青少年指導員・青少年福祉委員制度の推進
- 子ども会活動の推進
- 民生委員・児童委員・主任児童委員
- 地域活動協議会

【基本施策5】こどもの権利を保障する取組の推進

施策1

すべてのこども・若者の人権が尊重される社会をつくる取組を推進します

■主な取組

〔重点施策〕こどもの権利擁護の取組

- こども・若者の声
- 未成年後見人支援事業
- 社会的養護と一時保護所で生活するこどもの権利擁護の推進

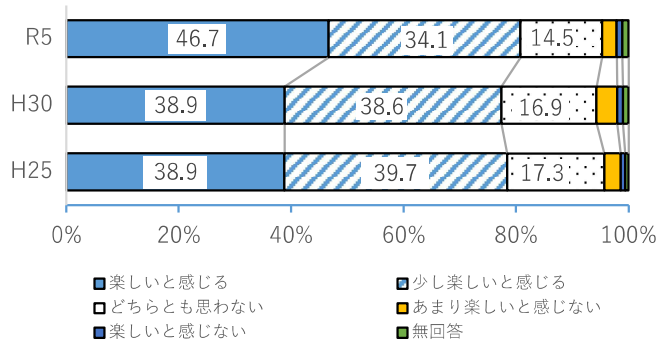
子育て当事者が、健康で、自己肯定感とゆとりをもって子どもと向き合えるよう支援します。

自分にあったライフスタイルで、安心と楽しさを感じながら、健康で自己肯定感とゆとりをもって子どもに向き合うことができるよう、子育て支援の仕組みや環境を充実します。

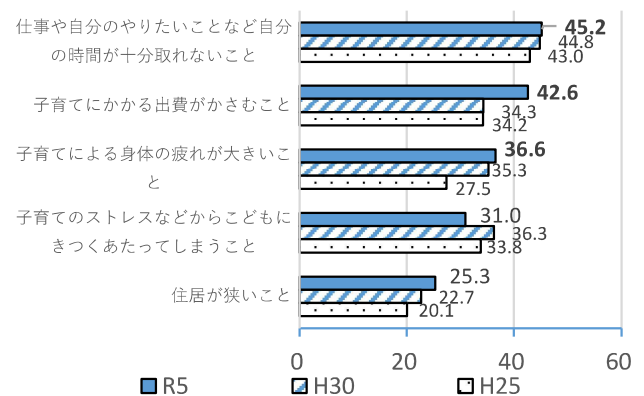
現状と課題

- 核家族化など世帯規模が縮小し、地域のつながりが希薄化する中で、子育てのノウハウを経験者から次代の親へと伝えることが困難になってきています。
- 仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭など、抱えている課題は様々であり、多様なニーズに対応することが求められています。
- ニーズ調査（就学前児童）によると、子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合が増加している一方、子育てが地域や社会に支えられていると感じる保護者の割合が減少しており、身近なところで子育てに必要な情報や仲間が得られ、必要な支援を受けることができる仕組みを充実していく必要があります。
- 保護者自身に関する悩みでは、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分に取れない」や「子育てにかかる出費がかさむ」等の割合が高くなっており、子育てに経済的な負担や孤立感を抱くことなく、多様な働き方や生き方を選択できる社会的な仕組みを充実させることが重要です。

子育てを楽しんでいるか



保護者自身に関する悩み



めざすべき 目標像

- 子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、過度な使命感や負担感を抱くことなく、自己肯定感とゆとりをもって、安心して子どもと向き合い、育てることができる。
- 家庭内において育児負担が偏ることなく、多様な働き方や生き方を選択できる社会の仕組みが整っている。

はぐくみ 指標

指標項目	現状値	目標（令和11年度）
子育てについて「楽しいと感じることの方が多い」と答える保護者の割合	就学前児童 80.8% 就学児童 73.4% <注1>	就学前児童 90% 就学児童 80%
母子家庭の就業者のうち正社員・正規職員の割合	45.6% <注2>	50.1%
「仕事と生活に調和が図られていると感じますか」に対して、肯定的に回答する若者の割合	61.9% <注1>	65%

<注1> 令和5年大阪市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

<注2> 令和5年度大阪市調べ

【基本施策1】身近な地域における子育て当事者への支援の充実

施策1

子育て不安を軽減し誰もが安心して子育てできる取組を充実します

■主な取組

〔重点施策〕誰もが安心して子育てできる取組の充実

- 男女共同参画センター子育て活動支援館
- 子育て活動支援事業（子ども・子育てプラザ）
- 利用者支援事業（基本型）

【基本施策2】子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減

施策1

子育てにかかる経済的負担を軽減します

■主な取組

〔重点施策〕子育てにかかる経済的負担の軽減

- （再掲）習い事・塾代助成事業
- 幼児教育・保育の無償化
- 児童手当

【基本施策3】家庭の状況に応じた子育て支援の充実

施策1

ひとり親家庭への支援を充実します

■主な取組

〔重点施策〕ひとり親家庭への支援の充実

- ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業
- ひとり親家庭サポーター事業
- 養育費確保のトータルサポート事業
- ひとり親家庭自立支援給付金事業

【基本施策4】こどもや子育て家庭が安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

施策1

こどもや子育て家庭にとって安全・安心で快適な生活環境を整備します

■主な取組

- 子育て安心マンション認定制度
- 子育て世帯等向け民間賃貸住宅改修促進事業
- 市営住宅への優先入居の実施
- 住区基幹公園の整備

【基本施策5】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

施策1

仕事と子育てを共に選択できる仕組みを充実します

■主な取組

〔重点施策〕仕事と子育てを共に選択できる仕組みの充実

- 「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証事業
- 大阪市立男女共同参画センターにおける講座の実施

4 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画

教育・保育

施設・事業

小学校就学前のこどもが日常的に通う施設・事業は次のように区分されます。

区分	施設・事業	概要	対象年齢
教育・保育施設	幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	3～5歳
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	0～5歳
	保育所	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設	0～5歳
地域型保育事業	家庭的保育事業	利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業	0～2歳
	小規模保育事業	利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業	
	居宅訪問型保育事業	保育を必要とする児童の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業	
	事業所内保育事業	事業所内の施設において、事業所の従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもの保育を行う事業	

教育・保育給付認定の区分

施設・事業を利用するにあたり認定を受ける必要があります。

	認定区分		
	1号認定	2号認定	3号認定
こどもの年齢	3～5歳	3～5歳	0～2歳
保育の必要性	なし	あり	あり
利用できる主な施設・事業	幼稚園 認定こども園	保育所 認定こども園	保育所 認定こども園 地域型保育事業
利用できる時間	教育標準時間 (4時間程度の教育時間)	<月120時間以上勤務している場合> 保育標準時間(1日11時間まで)	
		<月48時間以上120時間未満勤務している場合> 保育短時間(1日8時間まで)	

量の見込みと提供体制の確保の内容

就学前のこどもに係る教育・保育（大阪市全体）

（単位：人）

			量の見込み			確保の内容		
						教育・ 保育施設	地域型 保育事業	合計
令和 7 年 度	1号		13,198	幼稚園 利用 児童計	18,010	32,860		32,860
	2号	教育利用	4,812					
		保育利用	32,492					
	3号		27,394			26,417	3,545	29,962
令和 8 年 度	1号		11,689	幼稚園 利用 児童計	16,941	32,656		32,656
	2号	教育利用	5,252					
		保育利用	32,558					
	3号		28,502			27,444	4,058	31,502
令和 9 年 度	1号		10,465	幼稚園 利用 児童計	16,171	32,455		32,455
	2号	教育利用	5,706					
		保育利用	32,672					
	3号		30,018			27,970	6,737	34,707
令和 10 年 度	1号		9,057	幼稚園 利用 児童計	15,310	32,261		32,261
	2号	教育利用	6,253					
		保育利用	34,063					
	3号		30,660			28,307	7,250	35,557
令和 11 年 度	1号		8,005	幼稚園 利用 児童計	14,888	32,074		32,074
	2号	教育利用	6,883					
		保育利用	35,826					
	3号		31,315			28,709	7,687	36,396

※ 提供区域…1・2・3号とも行政区に設定
※ 「2号（教育利用）」とは、保育の必要性があるが、幼児期の学校教育の利用希望が強く、幼稚園を利用するこどものことです。
「2号（保育利用）」は、それ以外のこどものことです。
※ 地域型保育事業とは、保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳のこどもを保育する事業です。

地域子ども・子育て支援事業（大阪市全体）

事業名	提供 区域	量の見込み 確保の内容	単位		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
延長保育事業【時間外保育事業】	行政区	量の見込み	人		18,961	19,383	19,915	20,582	21,392
		確保の内容			20,961	22,565	22,700	23,516	24,217
児童いきいき放課後事業・ 留守家庭児童対策事業 【放課後児童健全育成事業】	行政区	量の見込み	低学年	人	33,642	33,145	32,531	31,833	30,709
		確保の内容			33,642	33,145	32,531	31,833	30,709
		量の見込み	高学年		12,550	12,356	12,115	11,851	11,437
		確保の内容			12,550	12,356	12,115	11,851	11,437
子どものショートステイ事業 【子育て短期支援事業】	市全域	量の見込み	人日		1,464	1,451	1,450	1,449	1,460
		確保の内容			1,464	1,451	1,450	1,449	1,460
地域子育て支援拠点事業	行政区	量の見込み	人回		564,741	567,019	570,599	567,751	566,675
		確保の内容	か所		170	176	176	176	176
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	行政区	量の見込み	1号	人日	434,217	384,604	344,266	298,010	263,332
		確保の内容			434,217	384,604	344,266	298,010	263,332
		量の見込み	2号		287,218	313,666	340,770	373,365	410,856
		確保の内容			287,218	313,666	340,770	373,365	410,856
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外対象)	行政区	量の見込み	人日		106,138	102,270	98,246	92,835	87,457
		確保の内容			106,138	102,270	98,246	92,835	87,457
ファミリー・サポート・ センター事業 【子育て援助活動支援事業】	行政区	量の見込み	就学前	人日	24,785	24,565	24,547	24,533	24,722
		確保の内容			24,785	24,565	24,547	24,533	24,722
		量の見込み	学童期		1,639	1,617	1,584	1,548	1,502
		確保の内容			1,639	1,617	1,584	1,548	1,502
病児・病後児保育事業 【病児保育事業】									
病児・病後児対応型	市全域	量の見込み	人日		47,015	46,721	46,837	46,942	47,375
		確保の内容			47,015	46,721	46,837	46,942	47,375
体調不良児対応型	行政区	量の見込み	人日		68,860	70,142	71,923	74,295	77,130
		確保の内容			59,284	70,142	71,923	74,295	77,130

事業名	提供 区域	量の見込み 確保の内容	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用者支援事業								
基本型	行政区	量の見込み	か所	24	24	24	24	24
		確保の内容		24	24	24	24	24
地域子育て相談機関	市全域	量の見込み	か所	25	50	75	100	127
		確保の内容		25	50	75	100	127
こども家庭センター型	行政区	量の見込み	か所	24	24	24	24	24
		確保の内容		24	24	24	24	24
妊婦健康診査事業	行政区	量の見込み	人	21,133	21,161	21,244	21,304	21,402
			健診回数	245,565	245,891	246,855	247,552	248,691
乳児家庭全戸訪問事業	行政区	量の見込み	人	18,430	18,454	18,527	18,579	18,664
養育支援訪問事業	行政区	量の見込み	人	609	610	612	614	617
家事・育児訪問支援事業 【子育て世帯訪問支援事業】	行政区	量の見込み	人日	5,682	5,614	5,556	5,491	5,422
		確保の内容		5,682	5,614	5,556	5,491	5,422
児童育成支援拠点事業	行政区	量の見込み	人	700	700	700	700	700
		確保の内容		700	700	700	700	700
親子関係形成支援事業	行政区	量の見込み	人	159	160	162	162	163
		確保の内容		159	160	162	162	163
妊婦等包括相談支援事業	行政区	量の見込み	回	60,696	60,776	61,015	61,187	61,468
		確保の内容		60,696	60,776	61,015	61,187	61,468
乳児等通園支援事業 【こども誰でも通園制度】	行政区	量の見込み	人	733	722	714	686	663
		確保の内容		942	933	922	893	859
産後ケア事業	行政区	量の見込み	人日	27,658	32,921	35,430	38,106	41,081
		確保の内容		27,658	32,921	35,430	38,106	41,081

5 計画の推進にあたって

計画の推進体制

◆大阪市こども・子育て支援会議

こどもの保護者、事業主・労働者を代表する者、こども・子育て支援に関する事業の従事者、学識経験者、こども・若者当事者等で構成されています。

◆大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議

こども・子育て支援対策に係る施策を総合的かつ円滑に推進するための全庁的組織です。

計画の進捗管理及び検証・改善

◆検証・改善サイクル（PDCAサイクル）の確立

本計画を実効あるものとするため、毎年度の取組の進捗管理を行うとともに、基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。計画期間の中間年においては、目標や指標の達成状況に応じ、必要に応じて計画の見直しを行います。

◆進捗状況の公表

本計画の進捗状況については、大阪市のホームページに掲載するなど、より多くの市民の方々に周知できるように努めます。

社会・経済情勢の変化等への対応

- 大阪市の財政は、税収が過去最高を更新しているものの、生活保護費等の扶助費や公債費などの義務的な経費は、高い水準で推移しています。今後10年間は収支不足が生じる見込みとなっているなか、急激な環境変化にも対応できるよう、市政改革に取り組み、持続可能な財政構造を構築していく必要があります。
- 各種事業の実施にあたっては、このような状況を踏まえつつ、今後の社会・経済情勢や国の動向の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、着実に推進するよう努めます。

国・大阪府など関係機関との連携

- 本計画を進めるにあたり、国や大阪府などの関係機関との連携を図っていくことが重要です。こども基本法において、国はこども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備、その他必要な措置を講ずることとされており、こども家庭庁のこども政策推進会議を中心に、こども大綱を推進しています。こうした動向を的確に把握するとともに、他の市町村とも連携し、大阪市の各施策に反映していきます。
- 待機児童、児童虐待、こどもの貧困への対策などを進めるうえで、大阪府さらには国との連携が不可欠であり、関係機関と一層連携し、施策の効果的・効率的な推進を図ります。

自律した自治体型の区政運営

- 大阪市では、「ニア・イズ・ベター」を徹底して追求し、基礎自治に関する施策や事業について、区民に身近なところで意思決定が行われるようにするため、区長の権限や機能を強化し、区の特性や地域の実情に応じた区政運営を行っています。
- 区や地域での取組と全市域での取組が互いに補完し合いながら、それぞれの強みを生かして地域の様々な活動主体との協働により進められるよう、こども・子育て支援に係る取組を効果的に推進します。

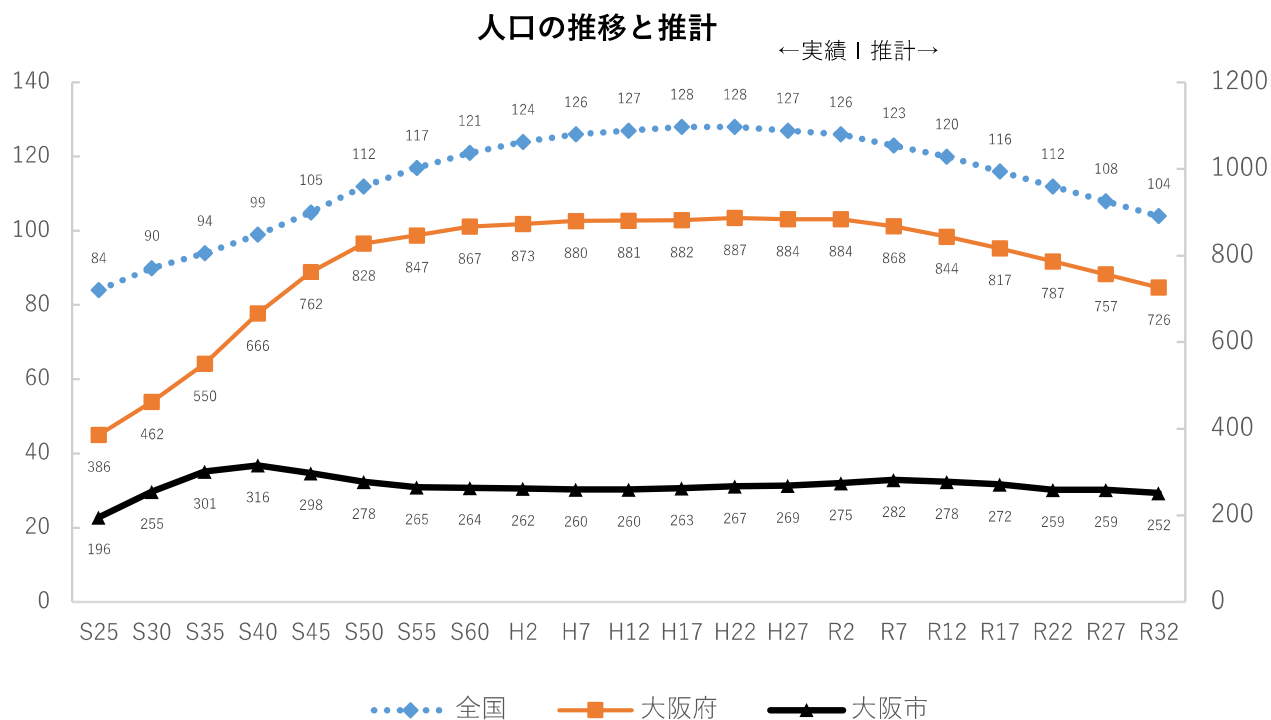
(参考) 大阪市の人口等

●人口の推移

大阪市の人口は、昭和55年以降、平成12年までは緩やかに減少していましたが、その後やや増加しており、令和2年には275万人となっています。

全国や大阪府の人口は、昭和25年から平成22年まで一貫して増加を続けてきましたが、その後減少しています。

大阪市においても、将来的には減少に転じるものと見込まれます。

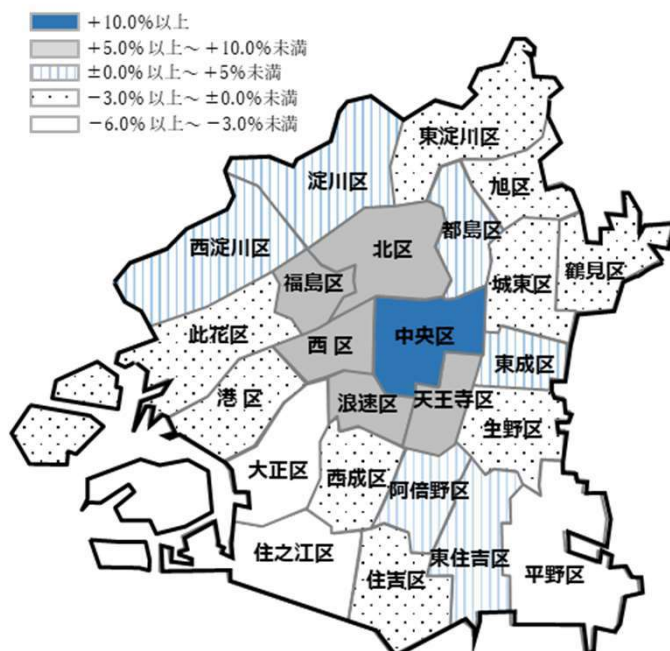


資料：実績値は総務省統計局「国勢調査」、推計値は「大阪市における人口動向及び将来推計」（令和7年）

●区別の人口の推移

大阪市内各区における令和元年から令和6年の区別の人口増減率をみると、人口増加率の高い区は中央区13.3%、浪速区9.7%、西区7.0%、北区6.4%、福島区5.8%などとなっています。一方、人口減少率が高い区は、大正区5.3%減、平野区3.6%減、住之江区3.2%減、此花区2.3%減、港区1.8%減などとなっています。市内中心部の区の人口増加が顕著となっています。

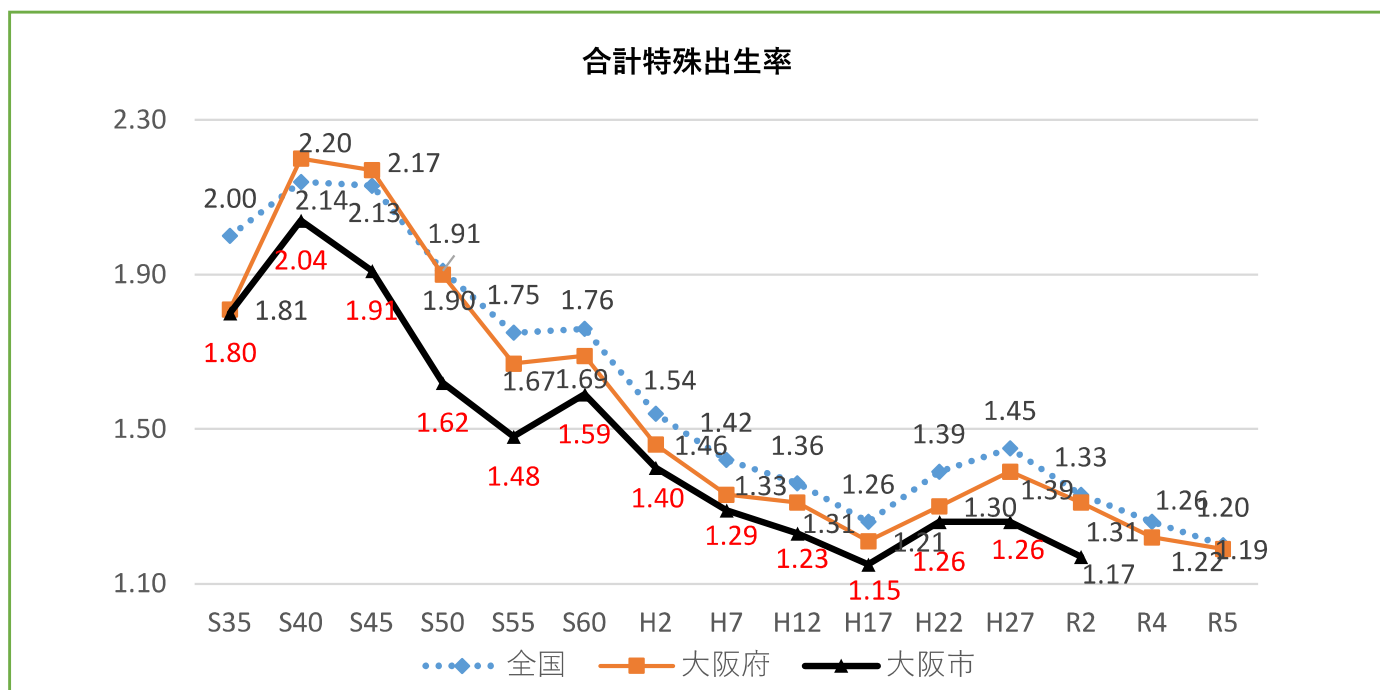
区別の人口増減率（令和元年10月・令和5年10月比較）



資料：大阪市計画調整局調べ

●合計特殊出生率の推移

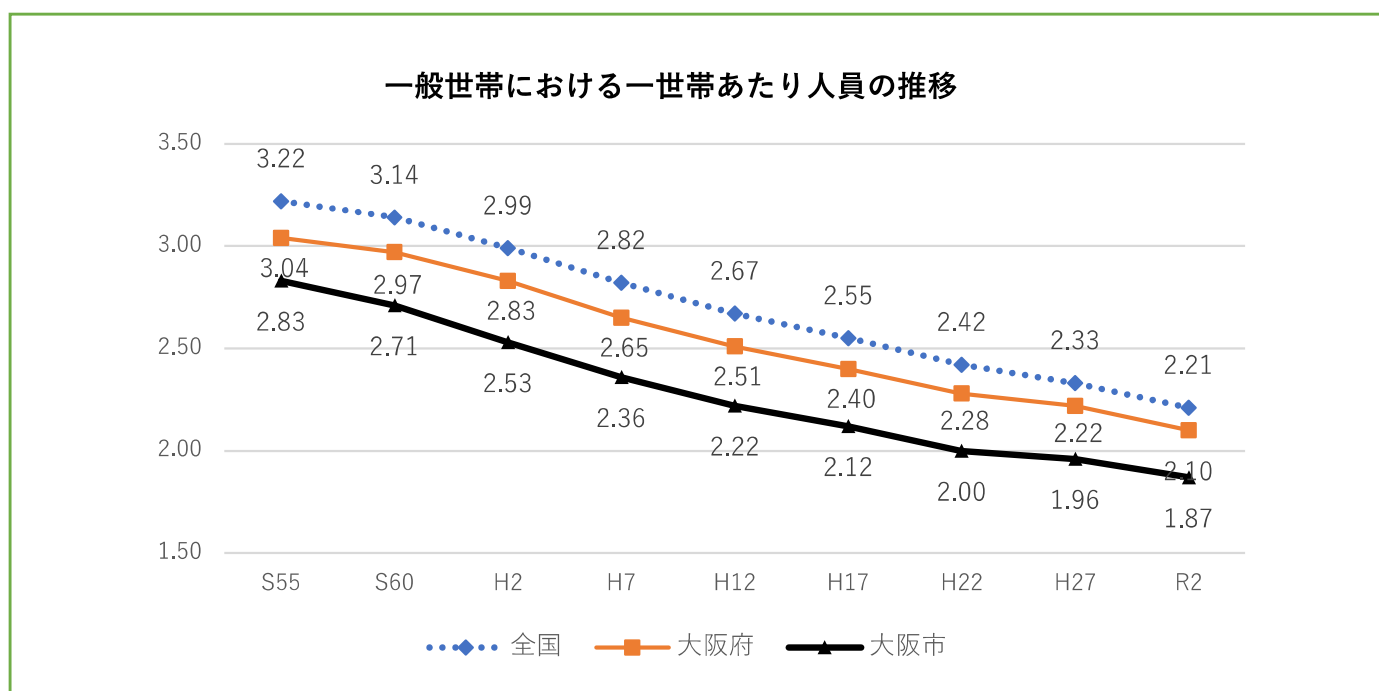
合計特殊出生率は、平成17年までは下降傾向でしたが、それ以降は一旦上昇し、近年また下降しています。



資料：全国、大阪府は厚生労働省「人口動態統計」、大阪市は大阪市健康局調べ

●一般世帯における一世帯あたり人員の推移

一世帯あたり人員をみると、全国、大阪府、大阪市共に年々減少しています。大阪市は、全国や大阪府よりも低く推移しています。



資料：総務省統計局「国勢調査」

■編集・発行

大阪市こども青少年局企画部企画課企画グループ
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
TEL 06-6208-8337 FAX 06-6202-7020